

第六十七回帝國議會  
衆議院

借地借家調停法中改正法律案外六件委員會會議錄(速記)第十七回

會議

昭和十年三月十九日(火曜日)午後二時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 原 惣兵衛君

理事米田規矩馬君

名川 侃市君

牧野 賤男君

藤田 若水君

杉山元治郎君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣

出席政府委員左ノ如シ

大藏書記官

司法省民事局長

松木 弘君

立川 平君

一松 定吉君

風見 章君

小原 直君

松隈 秀雄君

大森 洪太君

農林省農務局長 小濱 八彌君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

民事訴訟法中改正法律案(政府提出)

民事訴訟法中改正法律案(牧野良三君外九名提出)

○原委員長

ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キマ

ス、政府提出、民事訴訟法中改正法律案ヲ

議題ニ致シマス、昨日デ質疑ハ終局致シマ

シタノデアリマス、本日ハ討論ニ移リタイ

ト思ヒマス——杉山元治郎君

○杉山委員 此際此案ニ對シマシテハ、不

満足デアリマスケレドモ贊成致シマス、何

故カト申シマス、吾々ハ一箇年分ノ食料

差押禁止ヲ提案致シテ居ッタノデアリマス、

ソレガ三箇月ニ切下ガラレタト云フ點ニ付

テハ、非常ニ不滿ガアルノデアリマスガ、

今日ノ農村ノ情勢カラ考ヘテ見マシテ、縱

令不満足デアリマシテモ、從前ヨリ擴大サ

レマシタコトニ付テハ、多少農村ノ窮乏ノ

點ニ付テ、緩和スル點ガアル、斯ウ云フ立

場カラ致シマシテ贊成スルノデアリマス

ガ、昨日風見氏カラ申サレマシタヤウニ、

來ルベキ強制執行法ノ改正ノ際ニ、之ヲ農

村ノ現狀ニ徴シマシテ、是ノ改正ヲシタカ

ラ、其儘ニ置クト云フヤウナコトヲシナイ

デ、是非其際ニモ尙ホ農村ノ實情ヲ能ク調

査シテ戴キマシテ、吾々ノ希望ガ尙ホ一層

擴大サレルヤウニ希望シテ已マナイノデア

リマス、一言希望ヲ述ベテ、甚ダ不滿デア

ルケレドモ、農村ノ實情カラシテ、贊成ス

付託議案 (審査終了ノモノヲ除ク)

民事訴訟法中改正法律案(政府提出)

陪審法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)

司法代書人法中改正法律案(斯波貞吉君提出)

司法代書人法中改正法律案(立川平君外二名提出)

司法代書人法中改正法律案(野田文一郎君提出)

民事訴訟法中改正法律案(風見章君提出)

民事訴訟法中改正法律案(竹下文隆君提出)

民事訴訟法中改正法律案(牧野良三君外九名提出)

農家食糧差押禁止法案(杉山元治郎君提出)

小作法案(杉山元治郎君提出)

私生子ノ名稱ニ關スル法律案(一松定吉君外六名提出)

家事調停法案(星島二郎君外四名提出)

家事調停法案(中村三之丞君外二名提出)

ル點ヲ申述ル次第デアリマス

○原委員長 討論ハ終リマシタ、本案ヲ可

決スルニ異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○原委員長 ソレデハ滿場一致ヲ以テ本案

ハ可決確定セラレマシタ

○原委員長 次ニ牧野良三君外九名提出ノ

民事訴訟法中改正法律案ヲ議題ト致シマ

ス、牧野賤男君

○牧野委員 本案ニ付テ、殊ニ諸君ノ御考

慮ヲ煩シタイ點ハ、區裁判所ノ判決ニ對シ

テ理由ヲ書カナイ、即チ裁判ニ勝ッテモ負

ケテモ、何ダカ分ラナイデ勝ッタリ、負ケタ

リシテ居ル爲ニ、當事者ハ非常ニ判決ニ不

服デアッテ、ソレガ爲ニ却テ起訴ノ數ヲ増ス

説明願ヒタイ

○大森政府委員 只今御提案ノ法律案中、

主トシテ御述ニナリマシタノハ第二ノ點デアリマス、御述ニナリマシタ事ハ極メテ御尤ダト考ヘマス、判決ニ相當ノ理由ヲ附シナイト云フコトハ、最モ望マシクナイ所デアリマス、唯事件ニ依リマシテハ此第三百五十九條ニ掲ゲマスル程度ノ事ヲ判決ニ書イテ、ソレデ済ムモノモアルモノデアリマスカラ、サウ云フモノニ付テハ特ニ煩雜ナ手數ヲ避ケテ此規定ハ設ケラレタノデアリマス、併シ多數ノ事件ニ付テ見マスルト、矢張御説ノ通り相當分リ得ル程度ノ理由ヲ記スルコトガ適當デアリマスカラシテ、司法省ト致シマシテハ屢々適當ナル機會ヲ利用致シマシテ、判決ハ理由ヲ成ベク詳細ニ、分リ得ル程度ノ事ヲ書カナケレバナラヌト云フコトノ注意ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ近頃ハ大分良クナッタと思フノデアリマスケレドモ、中ニハ稀デハアリマスケレドモ、未ダ不十分ノモノモアルヤウニ思フノデアリマス、此點ニ付テハ慚愧ニ堪ヘナイノデアリマス、ガ併シ只今申シマシタヤウナ方針デ進ンデ居リマスカラ、特ニ此規定ヲ削除スルト云フ程ノ必要モナイカノ如ク考ヘテ居リマス、又大法

典デアリマスカラ、個々ノ點ニ付テ改正

ヲ致シテ居リマスルト、際限ガナイグラウト云フ虞モ確ニアルノデアリマス、然ラバ大法典デアルカラ常ニ決シテ手ヲ染メナイト云フ趣旨デハアリマセヌケレドモ、先ヅ遽ニ改正スル必要ハナイと思フ今日迄立至ッタノデアリマス、併シ屢々他ノ問題ニ關聯シテ申述マシタ通り、近ク司法制度ノ調査委員會ガ開カレルコトニナツテ居リマシテ、勢ヒソレ等ノ問題ヲ議スルニ際シテハ、民事訴訟法中重要ナル事項ニ付テ論議サレルコトニナリマセウ、隨テ民事訴訟法ノ或ル部分ヲ改正スルヤウニナルカモ知レナイノデアリマシテ、左様ナ際ニハ勿論此問題ヲ付議スルコトニ決シテ各デハナイノデアリマス、之ヲ要言致シマスルニ、御趣旨ハ極メテ能ク分テ居ルノデアリマス、唯吾々トシテ實際上ノ努力ヲ續ケテ居リマスカラ、遽ニ之ヲ削除スルト云フ必要モ認めナイ、又或ル少數ノ事件ニ付キマシテハ之ヲ此儘存置シテ置クト云フ利益モアルノデアリマシテ、旁々以テ遽ニ削除ト云フコトニハ御同意申上ゲ兼ネルノデアリマス、丁度先程申シマシタヤウナ調査會ノ適當ナ機會モ最近ノ機會ニ控ヘテ居ルモノデアリマスカラ、其際ニ更ニ再ビ檢討ヲシタイト斯

様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ實際上

此規定ノ爲ニドレダケノ利益ヲ得タカ、是ハ統計上甚ダ申シ難イノデアリマス、ドレダケノ手數ガ省ケタカ、人數及時間ヲ御答スルコトハ不可能デアリマス、唯少數ノ事件ニ付テ手ヲ省クコトガ出來タト云フ利益ハアリマセウ、ケレドモ是ハ大シタ利益デナイトハ思ヒマス、況ヤ其利益ヲ數字デ舉ゲルコトハ出來ナイノデアリマス、此點ハ甚ダ慚愧ノ至リデアリマスケレドモ、御答致シ兼ネル點デアリマス、右御諒承ヲ願ヒマス

○牧野委員 只今ノ御説明ニ關聯シテ御伺

シタイトデアリマスガ、最近出來マス司法制度調査會ト云フモノニハ、民事訴訟法ノ改正法律案デナクテモ、民事訴訟法ニ付テ改正ヲ要スル點ト云フヤウナモノニ付テ、一般的ニ御掛ケニナルコトハ勿論デアラウト思ヒマスガ、縦シサウ云フ機會ガナクトモ、此問題ダケハ是非司法制度調査會ニ御掛ケニナルト云フ意味ニ伺ツテ宜シイデアリマセウカ

○大森政府委員 御趣旨確ニ諒承致シマシ

タ

○立川(平)委員 現行法ガ不備デアルト云

フコトニ付テ、只今民事局長ハ御認めニ

ト云フヤウナ傾向モアリ、旁々強制處分ト

ハ違フノデアリマスカラ、裁判ニ對シテハ何時デモ完全ナ理由ヲ附スコトガ、制度ノ根本ニ相成ツテ居ルニ拘ラズ、唯經費ノ點ノミヲ考ヘマシテ、區裁判所ノ判決ニ對シテハ理由ヲ省略スルコトヲ得ルト規定シ、當局者ノ説明ニ依レバ、斯ウハシテモ成ベク説明ヲサセルヤウニ訓示ヲスルト云フコト

ニナツテ居リマスガ、實際ハ區裁判所ニ於テハ、之ヲ行ハズシテ、殆ドヤミクモニ勝ツタリ負ケタリスルコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、裁判ノ神聖ヲ害スル虞モアリ、遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、仍テ區裁判所ニ於テモ外ノ地方裁判所以上ノ裁判ト同様ニ、理由ヲ附スルコトニ、訂正デナクシテ、本然ノ善ニ歸ル譯デアリマス、是ハ元ト改惡シタヤツヲ更ニ元ニ戻サウト云フ案デアリマス、ドウカ滿場ノ諸君ノ御賛成ヲ

希望致シマス

○原委員長 政府ノ御意見ハ別ニ聽ク必要

ハアリマセヌカ

○立川(平)委員 只今牧野委員カラ申サレ

マシタガ、全體サウ云フ風ニ所謂改惡ヲシテドウ云フ利益ガアツタカ、例ヘバ經費ノ點ナンカモ多少利益ニナツタニ違ナイガ、全體ドノ位ノ利益ガアツタカト云フコトヲ御

ナツタノデアリマス、詰リ多少デモ遺憾ノ點  
ガアルト云フコトハ御認メニナツタノデア  
リマス、一方ニ於テ利益ノ點ニ付テハ少數  
ノ事件ニ付テハ利益ガアルト思フ、其利益  
ノ程度ハ言ハレナイト云フコトヲ仰シヤ  
タ、デアリマスカラ一方ニ於テイカヌ點ガ  
アリ、一方ニ於テ利益ガアルト云フコト  
ハ、ソレハ御認メニナツタ、然ラバ私ハ數字  
ニ付テ、サウ云フコトヲ統計的ニ伺フノデ  
ハアリマセヌガ、其利益ト失フ所ト較ベテ  
見ルト、利益ハ極メテ少クテ失フ所ガ多イ  
ノデハナイカト思ヒマス、現ニサウ云フ非  
難ガアツコッチデ起ッテ居ルノデアリマス、  
殆ド利益ト云フモノハ民事局長ガ此處デ言  
ハレルダケノモノハナイノデアリマスカラ、  
利益ガアリトスルモ甚ダ少ク、イカヌ點  
ノ方ガ相當多クアルト思フノデアリマス、  
少クトモンレデハ此點ニ付テ改正スルト云  
御考ヲ御有チニナツテ居ルカドウカト云コ  
トヲ御伺致シテ置キタイ

○大森政府委員 調査會ニ付議スルト云フ  
コトハ只今申述タノデアリマス、其結果如  
何ニナリマスカ、今日勿論私トシテ豫想ハ  
出來ナイノデアリマス、唯此規定ノ不備ヲ  
認メタト云フヤウニ御解釋ニナツタノデア  
リマスガ、趣旨ハソレト甚シク遠クナイカ

モ知レマセヌガ、此規定ト雖モ必要ナル場  
合ニ判決ノ理由ヲ悉ク省略シロト云フノデ  
ハナイノデアリマシテ、省略シ得ル場合ニ  
省略シテ宜シイト云フニ過ギナイノデアリ  
マス、唯省略シテモシ得ル場合ニ省略シテ  
宜シイ、斯ウ云フ趣旨ノ規定ヲ濫用シテ、  
多クノ場合ニ省略ヲ續ケルト云フナラバ、  
ソレハ甚ダ悪イノデアリマス、幸ニシテ今  
日ハ左様ナコトハ殆ドナイト考ヘテ居リマ  
スカラ、此規定カラ來ル弊害ト云フモノ  
ハ、吾々ハサウ大シテ多イモノトハ認メテ  
居リマセヌ、然ラバト云ッテ此規定ヲ改正ス  
ル意思毫モ無イト云フノデハアリマセヌ、  
ケレドモ此規定ガアルガ爲ニ非常ナ弊害ヲ  
痛感シテ居ルカト言ハレルナラバ、サウ直  
チニ然リト答ヘル譯ニハ行カナイノデアリ  
マス

○立川(平)委員 ソレデハ希望トシテ申上  
ゲマスガ、若シ今日はガ司法省トシテ同意  
出來ナイト云フコトデアリマスレバ、少ク  
トモ司法省ガ此點ニ付テ吾々ノ希望スルヤ  
ウナ改正ガ出來ルマデハ、各裁判所ニ於テ  
本省ノ意思ガ徹底シテ居ラナイヤウナ事實  
ガアルヤウニ見ヘテ居リマス、デアリマス  
カラサウ云フ訓示ナリ、訓令ナリニ依ッテ、  
暫定的ニ其缺陷ヲ補フト云フコトニ努メテ

行キタイト思ヒマス

○大森政府委員 御注意ハ感謝スル所デア  
リマス、御趣旨ノ通り取計ヒタイト考ヘテ  
居リマス

○原委員長 本案ニ對スル質疑ハゴザイマ  
セヌカ——質疑ハ終了致シマシタ、ソレデ  
ハ直チニ討論ニ移リマス——別ニ御發議ガ  
ナイヤウデアリマス、討論モ終リマス、採  
決致シマス、本案ヲ可決スルニ御異議アリ  
マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○原委員長 ソレデハ滿場一致本案ヲ可決  
致シマシタ(拍手)長々御苦勞ヲ掛ケマシタ  
ガ、マダ本案以外ニゴザイマスケレドモ、  
最早事實上審議ヲスル必要ハナイト思ヒマ  
スカラ、是デ兎ニ角委員會ハ事實上終了シ  
タモノト御諒承願ヒマス、本日ハ是ニテ散  
會致シマス

午後二時五十分散會

昭和十年三月十九日印刷

昭和十年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社